

水問題に関する協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、加茂川及び黒瀬ダムの水資源の有効活用その他の水問題に関する協議を行うことにより、その有効活用を通じて地域の発展に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、客観的な検証に基づき協議する。

- (1) 西条市、新居浜市及び松山市の水問題の課題と対応に関すること。
- (2) 加茂川及び黒瀬ダムの水資源の有効活用に関すること。
- (3) 加茂川の水事情、水源かん養等に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 愛媛県知事
- (2) 西条市長
- (3) 新居浜市長
- (4) 松山市長

2 協議会に会長を置き、前項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

- 2 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 協議会の会議には、構成員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、第2条各号に掲げる事項について調査研究させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる職にある者を幹事とし、これをもって組織する。

- (1) 愛媛県土木部河川港湾局長
- (2) 西条市環境部長
- (3) 新居浜市企画部長
- (4) 松山市総合政策部危機管理・水資源担当部長

3 幹事会に座長を置き、前項第1号の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて開催する。

5 幹事会の会議は、座長が招集し、議長となる。

6 幹事会の会議には、幹事以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、愛媛県土木部河川港湾局水資源対策課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成22年9月27日から施行する。